

協会等による福井市トラック事業者運行継続支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、一般社団法人福井県トラック協会(以下「協会」という。)が、実施する福井市トラック事業者運行継続支援補助金(以下「補助金」という。)に関して必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰の影響を受けている、福井市内に事業所を有するトラック事業者に対し、低燃費タイヤを購入する経費の一部を補助することにより、安定した運行継続活動を支援するとともに、二酸化炭素等排出量の削減を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1)福井市内に事業所を有し、かつ、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項に規定する事業のうち、一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業を営む者であること
- (2)トラック事業者として、引き続き事業を実施する意思があること
- (3)申請の時点において、市税の滞納がない者であること
- (4)令和4年4月1日から申請日までの間に、事業の停止処分を受けていない者であること

(補助金の額、補助対象経費及び補助対象期間)

第4条 補助金の額は、補助対象者が購入した、自動車検査証の「使用の本拠位置」が福井市にある車両に用いる低燃費タイヤ1本あたり6千円(緑ナンバー(事業用車両)に限る)とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助対象期間は、令和4年7月7日から令和5年1月13日までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、福井市トラック事業者運行継続支援補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)を協会に提出するものとする。

- (1)補助対象車両の車検証の写し
- (2)低燃費タイヤ内訳書(様式第2号)
- (3)請求書・納品書・領収書の写し(メーカー名、型式、本数、車両番号の記載があること)
- (4)補助金の振込先口座の通帳の写し(名義人、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号が確認できるもの)
- (5)市税の全税目に係る納税証明書(直近3か月以内)
- (6)その他協会が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 協会は、前条による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、福井市トラック事業者運行継続支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助対象者に通知するとともに、補助金を補助対象者に支払うものとする。

(補助金の返還)

第7条 協会は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

- (1)偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2)交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3)この要綱に反したとき
- (4)前各号に掲げるもののほか、協会が特にその必要があると認めるとき

(補助事業の経理)

第8条 交付決定を受けた補助対象者は、補助金に係る経理を明確にするとともに、収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、補助金が交付された日を含む年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(立入検査)

第9条 協会は、補助金交付事業の適正を期すため、必要に応じて補助対象者に対して報告させ、または協会等が指定する者により、補助対象者の事務所等に立ち入り関係書類等を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

(その他)

第10条 この交付要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月22日から施行する。